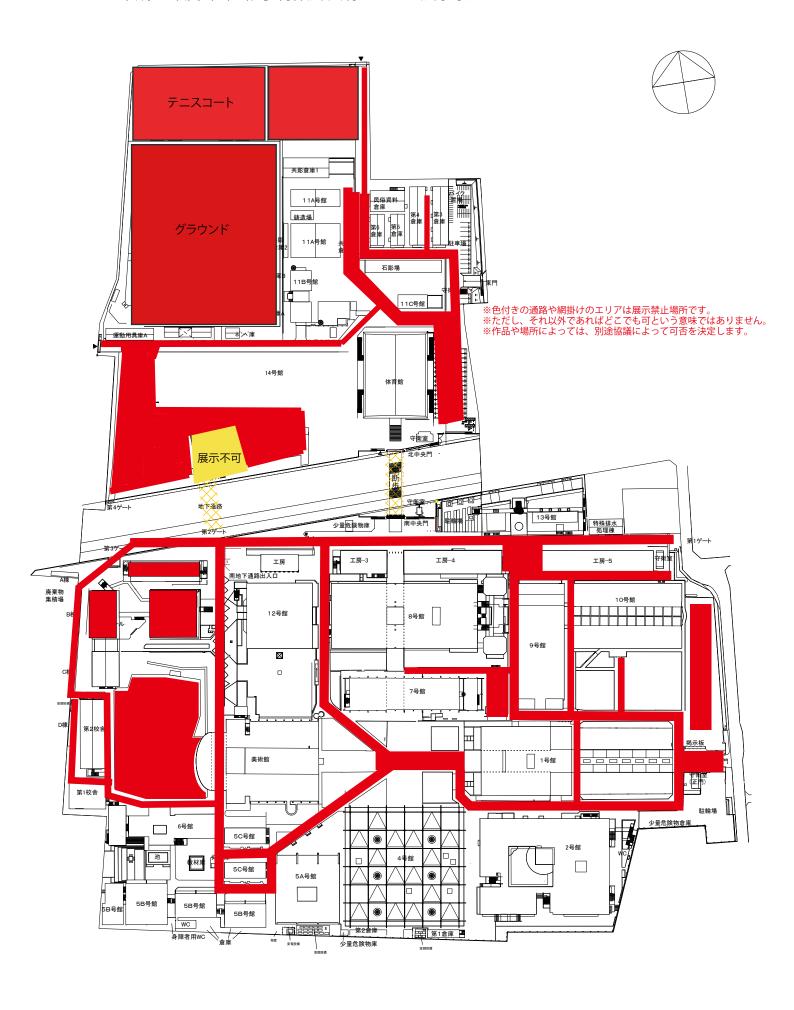
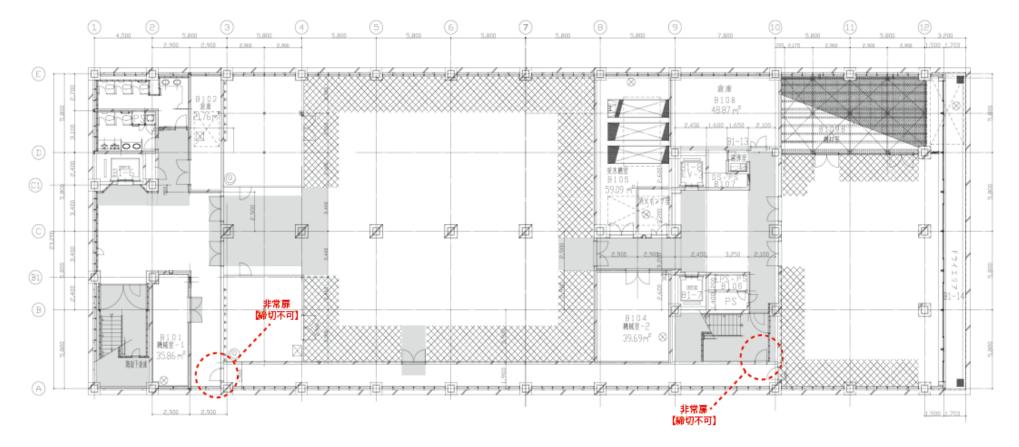
## 平成30年度 卒業・修了制作展 共有スペース展示禁止エリア



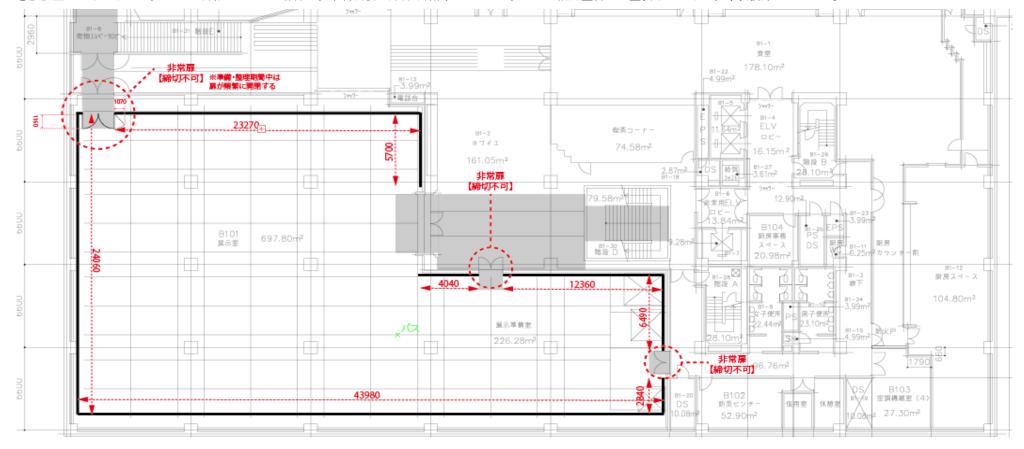
## ■9 号館地下展示室(大・小) 展示禁止区域について

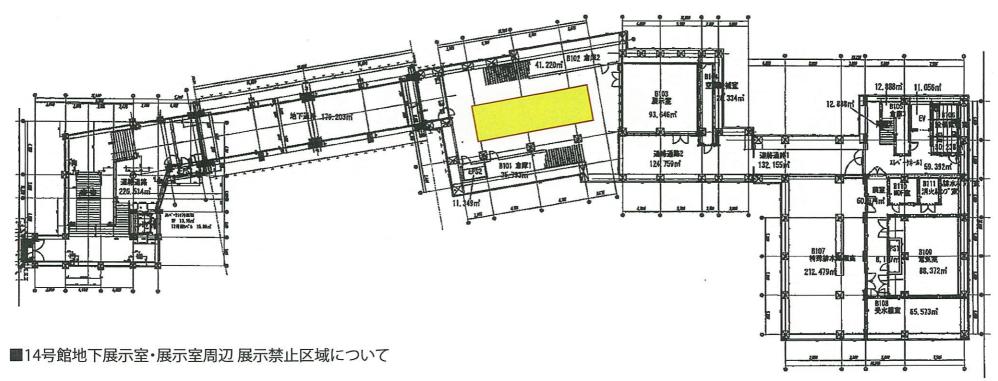
- ①下記図面のグレー箇所およびエレベータ前、倉庫、小展示室機材庫、機械室、防火設備付近は展示禁止。
- ②視界や導線を著しく遮る展示(パネル、天吊り、大きな立体作品)の申請は、原則として禁止とする。
- ③展示室を希望する学生が多いことから、個人で全体空間を仕切る作品についても、原則として禁止とする。 余白の空間まで含め、作品を鑑賞するための空間を、他の多くの展示者と共有できる作品を推奨する。
- ④網掛け部分の展示でスポットライトを使用する場合は、壁面へ向け、中央部分での展示者に配慮すること。
- ⑤明るさにこだわりがある作品は展示室には向かない。映像を使用するなどして、暗さが必要不可欠な作品については、機材庫や脇通路を推奨する。
- ⑥9 地下展示室は、壁へのピン打ち、アンカー打ち等の工作は禁止。パテ埋め、コンクリ埋め対応は認めない。エレベータホールも同様に、穴あけのほか、テープ貼りも禁止する。
- ⑦スポットライトは教務担当者から各学生へ配分する。脚立は9地下展示室前から借用し、9地下展示室エリアから持ち出さないこと。最終日に必ず指定場所へ返却する。
- ⑧脇通路は通行の支障となる展示は認めない(本来展示スペースではない)。
- ⑨機材庫の2階には上がらないこと。



## ■12 地下展示室 展示禁止区域について

- ①下記図面のグレー箇所および食堂、エレベータ前、倉庫、機械室、防火設備付近は展示禁止。
- ②視界や導線を著しく遮る展示(パネル、天吊り、大きな立体作品)の申請は原則として禁止する。
- ③展示室を希望する学生が多いことから、個人で全体空間を仕切る作品についても、原則として禁止とする。
  - 余白の空間まで含め、作品を鑑賞するための空間を、他の多くの展示者と共有できる作品を推奨する。
- ④壁沿いの展示でスポットライトを使用する場合は、壁面へ向け、中央部分での展示者に配慮すること。
- ⑤明るさにこだわりがある作品は展示室には向かない。映像を使用するなどして、暗さが必要不可欠な作品については、9 地下展示室機材庫や脇通路を推奨する。
- ⑥下図に寸法を記載してあるが、展示室の内側に仮設壁があるため、展示室調整会の際に用いる模型は、実際の 1/30 の寸法よりも小さい。調整会においては、周囲の展示者と、余白まで考慮しながら協議すること。また、非常扉を遮らないこと。
- ⑦仮設壁を塗りなおしたい場合は、教務で用意する指定塗料を用いて学生個人でおこなうことができるが、塗りむらなど、隣り合う展示者に十分配慮すること。
- ⑧仮設壁へ穴をあけたり、テープを貼ったりした場合は、卒制展後の片付け期間にパテ埋め、および指定塗料での塗装をおこない、原状復帰させること。





- ①動線を塞がないこと。
- ②倉庫や設備室の扉を塞ぐような展示は禁止。
- ③展示室以外で許可の可能性があるのは、 のエリアのみ。 ただし、展示内容を研究室と教務で見て、許可と判断した場合のみ展示可とする。
- ④塗装する、穴をあける、備品や設備を取り外すなど、原状復帰困難な展示は不可。
- ⑤ のエリアは浮き床となっている。そのため積載重量に制限がある。
- ⑥14号館の貨物用エレベーターは地下まで降りないので注意すること。
- ⑦地下通路部分の展示はいかなる場合も法令上許可しない。上から何かを吊るす、等も不可である。 通路は有事の際の避難経路にもなり得ることを考慮すること。